『第４期古賀市障がい者基本計画』　令和７年度進捗状況　［計画期間：令和３年度～令和８年度］

基本方針1　障がいの理解促進と権利擁護の推進

基本施策	施策の方向	令和7年度の取組・実施状況	評価	今後の取組及び課題	担当課
(1) **障がいの理解促進と権利擁護の推進**	**① 障がいの理解促進と障がいを理由とする差別解消の推進** 障がいについての正しい知識や「心のバリアフリー」の理念、障がいを理由とする差別への「気付き」とその解消、合理的配慮の提供等について、広く周知・啓発を行うとともに、学齢期から人権尊重意識を高めるよう取り組んでいきます。取組の推進に当たっては、実体験の機会の提供に努めます。				
	ア．「広報こが」や古賀市公式ＨＰ等を利用した啓発	・障がい者差別解消法の概要について、公式ホームページを活用し、市民に対する啓発を行うとともに、広報こがに障がいについての啓発記事を掲載した。 【Ｒ７啓発記事】「大人の発達障がい」「障害者差別解消法について」	3	・引き続き、広報や公式ホームページを利用して、障がいについての理解や合理的配慮についての理解が深まるよう啓発を行っていく。 ・その他の啓発機会や啓発方法についても検討する。	福祉課
		・古賀市人権尊重推進委員会では、人権啓発冊子としてそれぞれの人権課題をテーマに「人権カレンダー」を作成し啓発を行った。 　９月「障がいを理由とする偏見や差別をなくそう」の啓発テーマで記載。	4	・講演会などにて、障がい者団体やボランティア団体と連携しながら団体の活動紹介など啓発活動に取り組む。	人権センター
	イ．障がいのある人の人権に関する学習や取組の実施	・「校区啓発研修会」において、部落差別をはじめとするさまざまな人権課題に関する講演会を実施。	3	・市民を対象とした研修会・講演会等において、人権課題である「障がい者の人権」をテーマに人権教育・啓発を推進し、市民の人権意識の高揚を図り、差別のない「いのち輝くまちづくり」の実現に取り組む。	人権センター
	ウ．まちづくり出前講座の充実	・市内１団体に対し実施。 【古賀市介護事業所ネットワーク「陽だまりの会」】１０名（障がい者手帳や障がい福祉に関する説明を実施）	3	・まちづくり出前講座のタイトルや内容について、市民の方に興味を持ってもらえるよう工夫する。	福祉課
	エ．学校教育における人権尊重の意識の育成	・校内研修や中学校区の合同研修、市主催研修会等により人権感覚の育成を図り、人権尊重の視点に立った授業づくりの支援を行った。 ・市独自の人権教育副読本「いのちのノート」を活用した授業を実施した。また障がい者や高齢者と交流する福祉学習等、各校で内容を決めて実施し、児童生徒の人権尊重の意識の育成を図った。	3	・教職員研修により教職員がお互いの人権感覚を磨き合うとともに、児童生徒に寄り添いながら児童生徒の発達段階に応じた人権感覚を高める指導を継続する。	学校教育課
	オ．障がいについての学びの機会に関する情報提供	・「みんなの人権セミナー」等の市が行う事業については、各担当課が広報こがや公式ホームページ等で情報提供を行ったほか、県等の他機関が行う講座等の事業については、周知依頼があったものについて、庁舎内でのポスター掲示やチラシの配架を行った。	2	・今後は、県の障がい関係機関等の事業の情報も入手しやすくなるよう、公式ホームページから他機関のホームページへのリンクを積極的に行っていく。	福祉課

※評価基準について
4…施策について、充分に取り組んでいる　　3…施策について、概ね取り組めている　　2…施策について、あまり取り組めていない　　1…施策について、取り組めていない

『第４期古賀市障がい者基本計画』　令和７年度進捗状況　［計画期間：令和３年度～令和８年度］

基本方針1　障がいの理解促進と権利擁護の推進

基本施策	施策の方向	令和7年度の取組・実施状況	評価	今後の取組及び課題	担当課
	② 行政等における配慮の充実 さまざまな障がいの特性により、意思疎通や情報の取得、行政の手続き等が困難な人に対して、それぞれの障がいの特性を理解し、必要な配慮の提供に努めます。				
	ア．市の行政手続きや情報提供、事業実施等における障がいのある人への配慮の充実	・聴覚障がいのある人が参加する会議において、手話通訳者を配置した。 ・疾病により聴こえづらい方への窓口対応の一環としてＫＯＴＯＢＡＬ（通訳サービス）を導入し、視覚で手続き等が理解できるよう配慮を行った。 ・手帳等の様々な手続きで不安定となる方には、分かりやすく繰り返し説明を行い、手続きがご本人の負担とならないよう努めている。	3	・職員に対する研修を継続し、個々の職員が各職場において、必要な配慮を提供できるよう進めるとともに、参考となる取組については庁内で共有するよう努める。	福祉課
	イ．選挙における投票所のバリアフリー化等の障がいのある人への配慮の充実	・令和７年度は、衆議院議員総選挙や参議院議員通常選挙において、投票所に車椅子を配置し、車椅子用記載台を設置する等投票しやすい環境となるよう努めた。	3	・今後も投票所におけるバリアフリー化に努め、障がい者が円滑に投票できる投票所の運営やすべての障がい者に分かりやすい選挙情報の提供に努める。	総務課
	ウ．市職員の障がい理解の促進	・市の新規採用職員に対する人権研修の１コマとして、障がい者差別解消法の内容や、障がいのある人に対する配慮についての研修を実施した（毎年度実施）。	3	・「古賀市障がい差別解消法の推進に関する職員対応規程」に基づき、職員が障がいについての理解を深め、適切に対応することができるよう、方法を工夫しながら、引き続き研修を行っていく。	福祉課
	③ 成年後見制度等の権利擁護事業の利用支援 判断能力が不十分なため契約や金銭管理が困難な障がい者が、地域で安心して生活することができるよう、成年後見制度等の利用を支援します。				
	ア．成年後見制度等の権利擁護を目的とした制度や事業の周知	・支援できる家族等がなく、各種手続きや財産管理等が困難となっている方については、社会福祉協議会と連携し、社会福祉協議会の「安心生活サポート事業（日常生活自立支援事業）」や成年後見制度の紹介を行い、利用の促進に努めた。	2	・制度の利用が必要と思われる方に情報提供を行うとともに、適切な窓口につなぐ等の支援を行う。 ・広報や公式ホームページを活用し、制度の周知に努める。	福祉課
	イ． ・市民後見人等による身近な地域での後見活動の支援 ・市社会福祉協議会が行う権利擁護事業への支援	・社会福祉協議会に委託し、市民後見人の継続研修を行った。 ・「安心生活サポート事業」を社会福祉協議会への委託事業として実施するほか、社会福祉協議会が行う「市民後見人を活用した法人後見事業」に対し、補助金を交付し支援した。	2	・今後も、古賀市社会福祉協議会と協議しながら、障がいのある人の権利擁護事業を推進していく。	福祉課
	④ 障がいのある人への虐待の防止 古賀市障がい者虐待防止センター「咲」を中心に、関係機関の連携により虐待への適切な対応・支援を行います。また、障がいのある人への虐待を未然に防ぐため、啓発等の取組を行います。				
	ア． ・虐待に関する相談支援 ・「咲」による虐待への適切な対応・支援の実施	・障がい者生活支援センター「咲」内に、障がい者虐待防止センターを設置し、２４時間３６５日体制いつでも相談や通報、対応ができる体制を整えている。	4	・引き続き、計画相談支援事業所等の関係機関と連携を図り、適切な支援に取り組む。	福祉課
	イ．虐待の防止のための啓発・研修の実施	・虐待の防止のための啓発・研修の実施はできなかった。	1	・広報こがや公式ホームページを利用して、障がい者への虐待防止についての啓発を行う。 ・その他の啓発・研修方法についても検討する。	福祉課

※評価基準について
4…施策について、充分に取り組んでいる　　3…施策について、概ね取り組めている　　2…施策について、あまり取り組めていない　　1…施策について、取り組めていない

『第４期古賀市障がい者基本計画』　令和７年度進捗状況　［計画期間：令和３年度～令和８年度］

基本方針２　安心・安全な地域生活の実現

基本施策	施策の方向	令和７年度の取組・実施状況	評価	今後の取組及び課題	担当課
（１） 地域生活の支援の充実	**① 障がい福祉サービス等の充実と質の向上** 障がいのある人の特性やニーズ、介護者の状況等に応じ、各種障がい福祉サービスを適切に支給するとともに、サービスの質の向上を図ります。				
	ア．個々の状況に応じた障がい福祉サービスの提供及び必要な情報の周知	・障がい福祉に関する各種支援事業を掲載した「障がい福祉のガイドブック」を作成し、手帳の新規取得者全員に配布するとともに、ガイドブックの内容について公式ホームページに掲載し、各種支援事業の周知を行った。ガイドブックの中で、地域資源として、社会福祉協議会や、シルバー人材センターが行う事業等についても情報提供を行なった。 ・古賀市障がい者生活支援センター「咲」及び地域活動支援センター「みどり」、福祉課窓口において、障がいのある人やその家族、支援者に対し、在宅生活に対する相談支援や、各種福祉サービスについての情報提供を行った。また、障がい福祉サービス事業所や訪問看護ステーション等と適宜情報共有することにより、ニーズにあったサービスを提供することができた。 ・２市１町において各市町に所在する障がい福祉サービス事業所の情報を各市町のホームページに掲載し、３方でリンクを張ることで広域的な情報の提供及び周知を行った。	3	・今後も、古賀市近郊の障がい福祉サービス事業所や、利用可能な支援制度の情報収集に努め、相談者へ最新の情報提供ができるようにする。 ・必要な情報がわかりやすく伝わるよう、周知の仕方について工夫する。 ・市ホームページに掲載している事業者情報において、未掲載の事業所については掲載記事を提供いただくよう働きかけを行う。	福祉課
	イ．障がい福祉サービスの質の向上を目指した研修会等の実施	・２市１町（福津市・古賀市・新宮町）障がい者地域支援ネットワーク協議会において、支援の質の向上をめざした研修会等を実施した。また、３つの専門部会（相談支援部会・障がい児支援部会・就労部会）の取り組み及び各部会が抱える課題の共有を行った。 また、２市１町の福祉課職員と相談支援事業所からなる協議会事務局会議を開催し、古賀市内の事業所の見学や事故報告事例の情報共有、情報交換等を行った。 ・上記ネットワーク協議会の下部組織である古賀市障がい福祉サービス事業者連携会議では、下記テーマで事業所職員を対象としたグループワークを実施したほか、情報共有、情報交換を行った。 　グループワークテーマ「職員の人材確保」「部会の活動周知・参加事業所拡大に向けた取り組み」	3	・個人の状況に応じた適切な支援が行えるよう、引き続き、「咲」とともに、２市１町障がい者地域支援ネットワーク協議会を運営し、広域的かつ多分野・多職種の連携を図るとともに、共有し支援者のスキルアップにつながる取組を実施する。 ・地域の課題を抽出することで、必要な社会資源・職員に求められるスキルを具体的にする。	福祉課
	ウ．居住支援の充実	・在宅障がい者の居宅生活動作が円滑にできるよう、手すりやスロープを設置する等の住宅改修を行う際に、その費用の一部を助成する制度を実施している。 ・共同生活援助（グループホーム）について、情報提供を行った。	3	・障がいのある人が安心して地域で暮らせるよう、住宅改修費の助成を継続する。 ・グループホームの情報に加え、今後は、住宅確保要配慮者居住支援法人の情報提供についても検討する。	福祉課
	② 意思決定・意思疎通支援の充実 知的障がいや、聴覚障がいなどの障がい特性により、意思決定や意思疎通が困難な人に対して、意思決定から意思疎通までの支援が適切に行なわれるよう努めます。				
	ア． ・「意思決定支援ガイドライン」等の周知 ・障がい特性に応じたコミュニケーション手法の周知	・令和７年度は、「意思決定支援ガイドライン」等の周知を行うことができなかった。 ・広報こがの障がいについての啓発記事内に、コミュニケーションの手法も含め掲載した。 【Ｒ７啓発記事】「大人の発達障がい」「障害者差別解消法について」	2	・今後、周知方法等について検討のうえ、周知を行っていく。	福祉課

※評価基準について
4…施策について、十分に取り組んでいる　　3…施策について、概ね取り組めている　　2…施策について、あまり取り組めていない　　1…施策について、取り組めていない

『第４期古賀市障がい者基本計画』　令和７年度進捗状況　［計画期間：令和３年度～令和８年度］

基本方針２　安心・安全な地域生活の実現

基本施策	施策の方向	令和７年度の取組・実施状況	評価	今後の取組及び課題	担当課
	イ．手話通訳者や要約筆記者の派遣等の実施	・意思疎通支援事業として、申請者に対し手話通訳者等を派遣することで、医療機関等での意思疎通が適切に行われた。	4	・引き続き、意思疎通支援事業を実施し、意思疎通が困難な人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、コミュニケーションが適切に行えるよう支援する。	福祉課
	ウ．手話通訳者等の人材育成・確保	・新宮町と共催で、令和６・７年度にかけて手話奉仕員養成講座を実施しており、人材育成に取り組んだ。	3	・手話奉仕員養成講座の実施により、地域で手話通訳による支援を行える人材の育成・確保を図る。	福祉課
	③ 保健・医療の充実 障がいの原因となる疾病の予防、早期発見・早期治療の推進に努めるとともに、医療機関や保健所等との連携を図ります。				
	ア．各種健診を通した障がいの原因となる疾病の早期発見・早期治療の推進	・サンコスモ古賀等での集団健診や市内医療機関等での個別健診など、特定健診・がん検診等を実施し、健診結果から必要に応じ、医療機関への受診勧奨や保健指導を実施した。保健指導においては、個別相談の充実を図るとともに、受診者の検査結果に応じた少人数グループでの結果説明会を行った。	3	・特定健診、がん検診等の受診率を向上させるため、更なる啓発活動を行うとともに、受診しやすい環境整備を行う。	健康介護課
	イ．生活習慣病予防やこころの健康づくりに関する情報提供・啓発の実施	・子どもの健康づくり事業におけるモデル校として市内３小中学校での骨密度測定を実施。また、通学合宿や地域での健康測定、出前講座の依頼も増加した。出前講座、企業や事業所との連携による健康講話、学校での健康測定や健康学習を通じ市民への健康づくりの推進を行った。 ・ヘルスアップぷらん（古賀市健康増進計画（第二次）・食育推進計画）に基づき、子どもから高齢者、女性に対する健康づくり及び生活習慣病予防の推進を図った。計画の推進については、「たべる」「うごく」「まもる」「たのしむ」の４つの柱を基に、市民への「健康チャレンジ１０か条」の周知啓発やサポーター等への働きかけを行った。	3	・地域、職域、学校などと連携し、市民の健康づくりに引き続き取り組む。 ・引き続き、ヘルスアップぷらん（古賀市健康増進計画（第三次）・食育推進計画（第二次））に基づき、子どもから高齢者及び女性に対する健康づくりや生活習慣病予防の推進を図る。	健康介護課
		・自殺対策については、「古賀市いのち支える自殺対策計画」に基づき、市全体が一丸となって対策に取り組むため、新規採用職員に対して、ゲートキーパー研修を実施した（実施回数：１回　参加人数：１４人） ・自殺対策強化月間（３月）や自殺予防週間（９月１０日～１６日）には横断幕やポスターの掲示、図書館情報提供ラックの設置、市ホームページでの周知啓発を行った。	3	・こころの健康づくりを市全体が一体となって推進するため、ゲートキーパー研修については、毎年、新規採用職員向けに実施するとともに、教職員や地域の支援団体（民生委員・児童委員、ボランティア等）向けの研修も計画的に実施する。 ・さまざまな相談窓口を周知することで、悩みを抱える人の課題解決につながるよう支援する。	福祉課
	ウ． ・医療機関や保健所等との連携推進 ・地域医療体制の充実	・粕屋医師会、粕屋北部消防署と連携し、休日及び夜間の救急医療体制を確保し、地域住民に対する救急医療知識の普及啓発を図った。 ・出前講座等でかかりつけ医の普及啓発に取り組むとともに、「とびうめネット」（かかりつけ医を通じて医療情報を事前に登録しておき緊急時に迅速で適正な医療を支援する情報ネットワーク）についても、パンフレット配布等により普及に努めた。	3	・在宅での生活、療養、介護を支える医療・介護・福祉の連携がさらに深められるよう、粕屋医師会等との連携のもと、救急医療体制を確保、かかりつけ医の普及啓発、「とびうめネット」への登録普及等に継続して取り組む。	健康介護課
	エ．難病患者に対する相談支援に関する情報提供	・電話や窓口において、難病患者へ相談支援や福祉サービスに関する情報提供を行った。 ・行政機関や医師、県難病相談・支援センター、ハローワーク難病患者就職サポーターらで組織される「粕屋地域難病対策地域協議会」（事務局：粕屋保健福祉事務所）に古賀市も協議会委員として参加し、難病患者に関する情報や支援状況について関係機関で共有している。	3	・粕屋地域難病対策地域協議会を活用し、関係機関と情報を共有することで、難病患者への相談支援に役立てていく。	福祉課

※評価基準について
4…施策について、十分に取り組んでいる　　3…施策について、概ね取り組めている　　2…施策について、あまり取り組めていない　　1…施策について、取り組めていない

『第４期古賀市障がい者基本計画』　令和７年度進捗状況　［計画期間：令和３年度～令和８年度］

基本方針２　安心・安全な地域生活の実現

基本施策	施策の方向	令和７年度の取組・実施状況	評価	今後の取組及び課題	担当課
	④ 地域における支援体制づくり 「古賀市地域福祉計画」に基づき、地域住民による支え合い機能の充実を図るとともに、福祉、医療、保健その他関係機関が連携し、障がいのある人の地域生活を包括的に支援していくよう努めます。				
	ア．民生委員・児童委員やボランティアなどによる地域における見守り・支援の充実	・民生委員・児童委員が、日ごろから地域の人の見守り活動を行っている。 ・「避難行動要支援者同意者リスト」に掲載されている人については、年１回、民生委員・児童委員が訪問し、個別計画の内容についての確認を行っている。	4	・引き続き、民生委員・児童委員による見守り活動や個別計画の訪問調査を通し、必要な人が適切な支援に繋がる体制としたいが、民生委員・児童委員については、高齢化・担い手不足が課題となっている。	福祉課
	イ．多機関の協働による支援体制の構築	・庁内において、毎月、高齢者、子ども、障がい、生活困窮等の各担当部署が集まる「支援機関連携会議」を開催し、複雑化した課題を抱える世帯の支援について情報共有・検討を行っている。	3	・引き続き、「支援機関連携会議」を継続し、各担当部署が連携を図り、世帯のニーズに応じた支援に繋げていく。	福祉課
（２） 障がいのある子どもへの支援	**① 障がいの早期発見・早期支援** 妊婦や乳幼児を対象とした健康診査において、障がいの早期発見に努めるとともに、発達が気になる幼児に対し、発育・発達の支援を行います。				
	ア． ・妊婦健診の実施による産まれる前からのリスク軽減及びすこやかな発育、発達の支援 ・障がいの早期発見を視野に入れた健診の実施	・母子手帳発行時・すこやか教室・妊婦健診結果より、フォローが必要な妊婦を抽出し助産師や管理栄養士等による個別フォローを行った。乳幼児健診（４か月・１０か月・１歳半・３歳）の健診結果より、保健師や管理栄養士等が健診事後のフォローを電話や訪問で行った。また、必要に応じ、医療機関やこども発達ルーム等と連携を行った。 ・子ども家庭センターにおいて、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制の充実を図った。	4	・発達障がいなどについて、乳幼児健診においてより効果的にスクリーニングできるように、乳幼児健診の実施方法の見直しも含め検討していく必要がある。 ・個人の成長や発達を診察するだけでなく、集団における立ち振る舞いを評価し、社会的な発達の状況を把握するという5歳児健診を試行的に実施し、令和9年度以降の円滑な本格導入を目指す。 ・今後も、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制のさらなる充実を図る。	子ども家庭センター
	イ．「こども発達ルーム」における相談・療育の充実	・令和２年度より発達支援に関し経験豊富な事業者に子ども発達支援事業を委託しており、令和７年度も事業委託を継続している。 ・子どもの発達に関する相談に応じ、様々なアドバイスを行った。 ・相談支援やグループ活動等を通じて児童の支援方針を作成し、支援を実施した。 ・市内各園に巡回相談を行い、児童の支援を行うとともに、保育士等の支援者支援に取り組んだ。	4	・発達に関する相談・支援体制の充実を図る。 ・乳幼児健診のフォローを丁寧に行い、乳幼児期から就学まで、切れ目ない支援を実施する。 ・幼稚園、保育園、こども園の巡回相談を定期的に行い、児童の生活の場での支援の充実を図る。 ・保護者の不安や悩みに寄り添い、子どもの特性について理解を深めることができるよう支援する。 ・庁内他部署や障がいサービス事業所等、関係機関との連携を図る。	子ども家庭センター

※評価基準について
4…施策について、十分に取り組んでいる　　3…施策について、概ね取り組めている　　2…施策について、あまり取り組めていない　　1…施策について、取り組めていない

『第４期古賀市障がい者基本計画』　令和７年度進捗状況　［計画期間：令和３年度～令和８年度］

基本方針２　安心・安全な地域生活の実現

基本施策	施策の方向	令和７年度の取組・実施状況	評価	今後の取組及び課題	担当課
	② インクルーシブ教育の推進 障がいのある子どもが住み慣れた地域で、それぞれのニーズに合った適切な教育を受けることができるような環境づくりを進めます。				
	ア. ・多様な学びの場（通常学級、通級指導教室、特別支援教室）の環境整備 ・専門性のある相談員等の人的配置の充実	・教育支援委員会を年６回開催し、教育・医学・心理等の専門家が発達検査や保護者及び児童生徒の意見聴取等の結果から、児童生徒の適切な就学に関する判断を行い、また、一人ひとりの状況に応じた学びの場を提供するため、通級指導教室の自校方式の導入に向けて推進するとともに特別支援学級の教室整備等を行った。 ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人ひとりの状況に応じた学習環境や適切な指導支援を推進するため、市主催の特別支援教育に関する研修の実施や特別支援教育支援員の配置時間数の増加、特別支援教育相談室ひまわり教室の運営を行った。 ・医療的ケアが必要な児童生徒が古賀市立小中学校で安心して学べるよう、「医療的ケアの実施等に関するガイドライン」に基づき、看護師を派遣し、医療的ケアを実施した。	3	・本人、保護者の意見を最大限に尊重し、学校において適切な教育が受けられるよう学校と連携しながら支援の充実を図る。 ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の増加に対し、きめ細かな支援ができるようさらに特別支援教育支援員の配置時数を増加する必要がある。 ・送迎が難しいことから通級指導教室での指導をあきらめることがないよう、また、インクルーシブ教育を推進するため通級指導教室の自校方式を導入する。	学校教育課
	イ. ・乳幼児期から学校卒業後までの切れめのない情報提供や相談等の支援 ・支援に関わる関係機関や市の関係各課、地域との連携の充実	・教育支援委員会に対し、こども発達ルーム利用児の「就学支援に関する検査記録」の提出を行った。また委員会に出席し、その児童の状況を報告した。 ・保幼小連絡会において、こども発達ルーム利用児に関する情報について就学先の小学校へ申し送りを行った。また小学校へ入学後、依頼のあった学校については、入学後の様子を参観した。 ・要保護児童対策地域協議会において、特別支援学校や特別支援学級に在籍している要保護・要支援児童について、関係機関で情報を共有し、対象児童の支援を行った。	4	・教育支援委員会、保幼小連絡会において、関係機関と情報共有を図り、就学に向けて切れ目のない支援を行っていく。 ・要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携しながら、要保護及び要支援児童の早期発見、早期対応に努める。	子ども家庭センター
		・教育支援に関する保護者向け説明会や、特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室の教員との個別の就学相談会、通級指導教室の見学会等を行い、支援内容の説明を行った。 ・教育支援委員会を年６回開催し、教育・医学・心理等の専門家が発達検査や保護者及び児童生徒の意見聴取等の結果から、児童生徒の適切な就学に関する判断を行うとともに、在籍・利用する施設・学校等と情報共有等を行い、児童生徒のより適切な就学を支援した。	3	・今後もこども発達ルーム等の支援に関わる関係機関と連携し、途切れることのない支援をめざす。 ・保育所、幼稚園、小中学校及び障がい児通所支援事業所を含む関係機関とも情報を密に交換し、早期支援をめざす。	学校教育課
	ウ．医療的ケアが必要な障がい児への支援	・医療的ケア児に対する訪問看護（医療保険の適用対象外の看護に限る。）に要する経費について補助を行い、医療的ケア児を在宅で看護・介護するご家族を支援した。また、学校・保育所等において、看護師の休暇又は配置されていない際等に訪問看護師の派遣を行った。 ・常時、人工呼吸器が必要な医療的ケアが必要な人等を対象に、日常生活用具として非常用バッテリーの給付を実施。 ・優先度の高い医療的ケア児の個別避難計画の策定に着手した。	4	・今後も「医療的ケア児在宅レスパイト補助」を継続するとともに、福岡県の医療的ケア児支援センター等とも連携し、医療的ケア児が地域で安心して暮らせるよう支援していく。	福祉課
	エ．障がい児の保護者への支援の充実	・年長児の保護者を対象に、就学前に「年長保護者勉強会」を３回開催し、小学校へ入学するまでの流れや就学後の相談体制等について情報提供を行い、保護者の不安や悩みを解消するよう支援を行った。令和６年度より年中の保護者向けの勉強会も実施し、令和７年度も継続実施している。	4	・就学に向けて早期に準備ができるよう、年長児および年中児の保護者に対して、勉強会を開催する。	子ども家庭センター

※評価基準について
4…施策について、十分に取り組んでいる　　3…施策について、概ね取り組めている　　2…施策について、あまり取り組めていない　　1…施策について、取り組めていない

『第４期古賀市障がい者基本計画』　令和７年度進捗状況　［計画期間：令和３年度～令和８年度］

基本方針２　安心・安全な地域生活の実現

基本施策	施策の方向	令和７年度の取組・実施状況	評価	今後の取組及び課題	担当課
（３） 安心・安全な環境づくり	**① 防災・災害時の支援体制の充実** 避難に支援が必要な障がいのある人が、速やかに避難できる体制づくりを進めるとともに、避難所において必要な配慮を提供できるよう努めます。また、障がいのある人やその家族の防災意識の向上を図ります。				
	ア．災害への備えに関する啓発や訓練の実施	・行政区や自主防災組織、地域の役員などを対象とする防災関連の出前講座や各団体が実施する防災教室や防災訓練などの防災イベントに職員を派遣し市民を対象とした啓発や訓練を実施した。 ・福岡女学院看護大学、古賀市社会福祉協議会と地域防災力アップセミナーを開催した。	3	・今後も関係機関と連携し災害への備えに関する啓発や訓練を市民を対象に実施し、災害時の自助・共助の取組について実効性の向上を図る。	総務課
	イ． ・古賀市避難行動要支援者避難支援プランに基づく支援体制の構築 ・避難所等における必要な支援や配慮の提供	・有事に備えて、地域において情報伝達や避難誘導等の支援がスムーズに受けられるよう、自主防災組織に避難行動要支援者同意者リストを提供するとともに、支援者の確保について依頼した。 ・優先度の高い医療的ケア児の個別避難計画の策定に着手した。	4	・避難行動要支援者避難支援プランに基づき、障がい者をはじめとした避難行動要支援者の安全な避難の実効性の向上を図る。	福祉課
	② 防犯対策や消費者トラブル防止の推進 警察などの関係機関と地域や障がい者団体、障がい福祉サービス事業所等と連携し、犯罪被害や悪徳商法などの消費者トラブルの防止に努めます。				
	・犯罪被害や消費者トラブルに関する情報共有・啓発	・犯罪被害防止のポスターの掲示を行うとともに、自主防犯団体、学校、粕屋警察署とＪＲ古賀駅などで街頭啓発を行い、犯罪被害の防止に努めた。	3	・今後も関係機関、警察と協力し、市民全体へ犯罪被害防止の啓発を行うとともに、障がい者団体や障がい福祉サービス事業所等に対する研修会の実施など検討する必要がある。	総務課
		・犯罪や悪徳商法などの消費者トラブルに巻き込まれないよう、市の広報や出前講座等を通じて普及啓発を行った。	3	・引き続き広報こがにて定期的な啓発を実施するとともに、未然に消費者トラブルを防止できるよう、古賀市消費生活センター相談員による出前講座を実施するなど、地域での普及啓発に努める。	商工政策課
	③ 障がいのある人に配慮したまちづくり 「福岡県福祉のまちづくり条例」等に基づき、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進します。				
	・障がいのある人に配慮した道路その他公共施設の整備	・歩道整備に伴い、視覚障がい者誘導標示の設置・更新（約３００ｍ）を行った。	4	・道路の新設や改良時には、関係法・県条例・市施策等に基づき、障がい者等に配慮した整備を行う。	建設課

※評価基準について
4…施策について、十分に取り組んでいる　3…施策について、概ね取り組めている　2…施策について、あまり取り組めていない　1…施策について、取り組めていない

『第４期古賀市障がい者基本計画』　令和７年度進捗状況　［計画期間：令和３年度～令和８年度］

基本方針２　安心・安全な地域生活の実現

基本施策	施策の方向	令和７年度の取組・実施状況	評価	今後の取組及び課題	担当課
（４） 相談支援体制の充実	**① ニーズに応じた相談支援の提供** 障がいのある人のさまざまなニーズに応じた相談支援を行うとともに、市や市以外の機関が行う相談事業の周知に努めます。				
	ア. ・障がい者生活支援センター「咲」における相談支援 ・精神障がいを専門とした「みどり」における相談支援	・古賀市障がい者生活支援センター「咲」や精神障がいを専門とする地域活動支援センター「みどり」において相談支援業務を行うとともに、必要に応じて関係機関で集まり、相談ケースの対応を行った。 「咲」相談件数　　７２７件 「みどり」相談件数　　１，５６０件	3	・多様化する相談ニーズに対応するため、基幹相談支援センターの設置に向けた検討 ・引き続き、機会をとらえて相談支援機関の周知を行う。 ・「咲」「みどり」相談員の２市１町障がい者地域支援ネットワーク協議会への参加を通し、広域的かつ多分野・多職種の連携を図り、相談支援事業に活かすとともに、相談員のスキルアップを図っていく。	福祉課
	イ．障がい当事者やその家族によるピアカウンセリングの実施	・「咲」において、当事者やその家族が相談員となるピアカウンセリングを実施した。 相談件数　１４件	3	・引き続き、ピアカウンセリングの周知を行うとともに、実施手法について検討する。	福祉課
	ウ．各種相談事業の情報収集・周知	・令和４年度に作成した相談窓口一覧を活用し、市ホームページによる啓発と併せて、公共施設や相談窓口等に冊子を配置し、周知啓発を図った。	3	・悩みを抱える人が各種相談窓口へ相談し、解決につながることで安心した生活が送れるように、引き続き、相談窓口機関一覧の活用による周知・啓発を行い、課題解決につなげる。	福祉課
	② 包括的な相談支援体制の構築 複合的な課題について、多機関の協働による包括的な相談支援を行う体制づくりに取り組みます。				
	ア．包括的な相談窓口の設置	・全世帯に対応する包括的な相談窓口として設置された福祉相談係を中心に、介護、障がい、子育て、生活困窮者等の各分野の相談窓口職員やＣＳＷ（コミュニティソーシャルワーカー）などの専門職の連携のもと、相談支援を行った。	3	・今後も、介護、障がい、子育て、生活困窮者等の各分野の相談窓口職員やＣＳＷ（コミュニティソーシャルワーカー）などの専門職の連携のもと、支援が必要な世帯に対する課題解決を図っていく。	福祉課
	イ．自立支援協議会や障がい福祉サービス事業所等の関係機関の連携の充実	・２市１町の福祉課職員と相談支援事業所からなる協議会事務局会議を開催し、情報共有、情報交換等を行った。 ・２市１町（福津市・古賀市・新宮町）障がい者地域支援ネットワーク協議会において、支援の質の向上をめざした研修会等を実施した。また、「全体会」において３つの専門部会（相談支援部会・障がい児支援部会・就労部会）の取り組み及び各部会が抱える課題の共有を行った。 ・上記ネットワーク協議会の下部組織である古賀市障がい福祉サービス事業者連携会議では、下記テーマで事業所職員を対象としたグループワークを実施したほか、情報共有、情報交換を行った。 グループワークテーマ「職員の人材確保」「部会の活動周知・参加事業所拡大に向けた取り組み」	3	・個人の状況に応じた適切な支援が行えるよう、引き続き、「咲」とともに、２市１町障がい者地域支援ネットワーク協議会を運営し、広域的かつ多分野・多職種の連携を図るとともに、支援者のスキルアップにつながる取組を実施する。 ・２市１町（福津市・古賀市・新宮町）障がい者地域支援ネットワーク協議会の運営について検討するとともに、障がい福祉サービス以外の関係機関等へ、本協議会の取り組みを周知する機会を設ける。	福祉課

※評価基準について
4…施策について、十分に取り組んでいる　　3…施策について、概ね取り組めている　　2…施策について、あまり取り組めていない　　1…施策について、取り組めていない

『第４期古賀市障がい者基本計画』　令和７年度進捗状況　［計画期間：令和３年度～令和８年度］

基本方針３　社会参加の促進

基本施策	施策の方向	令和７年度の取組・実施状況	評価	今後の取組及び課題	担当課
（１） 雇用・就労の促進	**① 障がい者雇用の促進** 障がい者雇用への不安を解消し、雇用を促進するため、関係機関が連携して、企業等に対してアプローチします。				
	ア. ・就労部会によるニーズを捉えた雇用促進事業の実施 ・ハローワークや「ちどり」等と連携した雇用促進事業の実施	・障がい者就業・生活支援センター「ちどり」と連携し、就労部会として、就労支援事業所、障がい児通所事業所、特別支援学校、障がい児相談支援事業所を対象とした「事業所の交流会」を開催し、高校を卒業する子の就労支援について話し合った。 参加人数：５６人	3	・引き続き、就労部会で、障がいのある人の就労促進を目指した事業を企画立案・実施する。 ・就労部会において、障がい者雇用における課題やその解決に向けて必要な取り組みを検討し、そこで出た意見を活かした企業向け事業を実施する。	福祉課
	イ．企業における障がい理解の推進	・就労部会において実施する、利用者の工賃アップに向けた取り組みに賛同する市内企業からの協力を受け、実施することができた。	3	・今後も、啓発等の手法を検討し、実施していく。	福祉課
	ウ．農業分野での障がい者の就労その他多様な働き方の支援	・在宅ワークを希望される方に対し、そのための訓練を専門とする就労移行支援事業所の紹介を行った。	3	・今後、就労部会事業の中で多様な働き方を紹介する等、手法を検討し、実施していく。	福祉課
	② 総合的な就労支援 関係機関が連携して、就労に対する意欲の向上や、雇用前から雇用後の定着支援まで、障がいのある人のニーズに合わせた支援を行います。				
	ア．就労に関する情報の提供・相談支援	・月１回開催する就労会議において、市無料職業紹介所と保健福祉部の情報共有を図った。 ・市無料職業紹介所と障がい者就業・生活支援センター「ちどり」が連携を図っており、本人にとってより適切な支援方法を協議している。 ・２市１町において各市町に所在する障がい福祉サービス事業所の情報を各市町のホームページに掲載し、３方でリンクを張ることで広域的な情報の提供及び周知を行った。	3	・今後も市無料職業紹介所や保健福祉部、障がい者就業・生活支援センター「ちどり」とで相互に連携を図り、当事者にとってより良い就業支援のあり方を検討していく。 ・今後は、公式ホームページ上に働きたい人のための相談窓口等を掲載するとともに、公式ホームページ上に掲載している障がい福祉サービス事業所の数を増やすよう、取り組みを行う。	福祉課
	イ．職場体験その他就労部会によるニーズを捉えた就労支援事業の実施	・令和７年１０月から開始された就労選択支援について、制度理解の上映会や講師によるセミナーを実施し、情報共有を行った。 参加人数：４８人	3	・引き続き、就労部会で、障がいのある人の就労意欲の向上やスキルアップをめざした事業等、就労の支援となる事業を企画立案・実施していく。 ・今後、福祉的就労を目指す方への就労支援のニーズに応えるため、支援を検討していく。	福祉課
	ウ．障がいがありひきこもりとなっている方への段階的な就労支援	・自立相談支援機関の就労準備支援員を中心に、ひきこもりとなっている方に対し、相談・訪問などアウトリーチによる支援を行っている。就労支援が必要な人については、日常生活支援・社会生活支援・就労支援と段階的な支援を行った。	3	・引き続き、ひきこもりの方へ段階的な支援を行い、就労につながるよう自立支援に取り組んでいく。	福祉課
	エ．就労移行支援、就労定着支援サービスの利用促進	・働きたいという相談があった場合に、個々の状況に応じ、就労移行支援サービス等の紹介を行っている。 ・２市１町において各市町のホームページに所在する福祉サービス事業所の情報を掲載し、他市町の情報も取得できるようにそれぞれリンクできるような取り組みを行った。	3	・窓口で個々にサービスの紹介を行うほか、今後は、公式ホームページ上に掲載している障がい福祉サービス事業所の数を増やすよう、取り組みを行う。	福祉課

※評価基準について
4…施策について、十分に取り組んでいる　3…施策について、概ね取り組めている　2…施策について、あまり取り組めていない　1…施策について、取り組めていない

『第４期古賀市障がい者基本計画』　令和７年度進捗状況　［計画期間：令和３年度～令和８年度］

基本方針３　社会参加の促進

基本施策	施策の方向	令和７年度の取組・実施状況	評価	今後の取組及び課題	担当課
	③ 福祉的就労の充実 一般就労が困難であっても、福祉的就労の場において社会参加の機会の確保に努めるとともに、福祉的就労における賃金の向上を図ります。				
	ア．まごころ商品等の販路拡大及び販売訓練の機会の充実	・市庁舎等でのまごころ製品の販売を通じ、販売訓練の機会を提供した。	3	・引き続き、市庁舎等で販売の場を提供し、販売訓練の機会を確保する。	福祉課
	イ．地域にある仕事や就労継続支援事業所の請負先の開拓	・就労部会において、企業と連携し、部会に参加する就労継続支援事業所でうどん・そば・冷やし中華・餅のパック詰め作業の販売を行った。	4	・引き続き、就労部会において収益の向上に向けた取組を検討するとともに、事業所間の情報共有に努め、多業種間での連携を図っていく。	福祉課
	ウ．障がい者優先調達推進法の趣旨を踏まえた優先調達の推進	・市における障がい者就労施設等優先調達の令和７年度実績は、４６，６７０，０６９円であり、令和６年度実績より約４．８％増であった。	4	・引き続き、調達可能な物品や役務の情報収集、周知を行っていく。	福祉課
（２） **交流活動及び文化芸術活動・スポーツ等の促進**	**① 交流活動の促進** 障がいのある人の出会いの場づくり、交流活動の支援を行うとともに、関係機関と連携しながらさまざまな事業と協働することで、交流の輪が広がるよう取り組みます。				
	ア．障がい者団体やボランティア団体の情報収集・情報提供	・「障がい福祉のガイドブック」にて、障がい当事者団体やボランティア団体の紹介を行った。	3	・今後も「障がい福祉のガイドブック」にて、障がい当事者団体やボランティア団体の紹介を行い、活動の周知を図っていく。また、情報収集にも努める。	福祉課
	イ．勉強会や交流会等の出会いの場・交流の機会の提供	・地域活動支援センター「みどり」内にある憩いの広場「ひろば」（フリースペース）において、スタッフや他の利用者との活動を通し交流が図られた。 利用人数：延べ５４６人 ・地域活動支援センター「みどり」において、交流促進を図る事業（「クイズ大会」、「卓球大会」等）を実施した。 参加人数：延べ６人 ・地域活動支援センター「みどり」が主催し、心の病をもつ方の家族を対象とした勉強会「家族塾」を講演会を通して家族同士の情報交換等の交流が図られた。 参加人数：１２人 ・身体障がい者福祉協会が行う活動に対し、補助金を交付し支援した。バスハイクや、県・糟屋地区のスポーツ大会等も開催されるようになり、それらに参加することで会員同士の交流を図ると共に、他地域の方との交流も図れた。 参加人数：延べ９２人	3	・地域活動支援センター「みどり」の紹介や、各団体での交流会・相談会などを周知し、出会いのきっかけづくりに努める。	福祉課
		・「咲」の多目的スペースを、当事者団体やボランティア団体が利用され、交流の場が提供できた。 利用人数：延べ２４人	3	・引き続き、多目的スペースを交流の場として利用いただけるよう、「咲」を適正に管理する。	福祉課
		・「第３８回古賀市健康福祉まつり」において、ボランティア団体や医療機関等による健康測定、体験コーナーや活動紹介・作品展示や、障がい福祉サービス事業所による物品販売など各種団体や来場者の交流につながった。参加者約１，８００名。	4	・健康福祉まつりでの販売活動やステージ演出を楽しみにする団体も多く、引き続き交流の場となるような健康福祉まつりの企画運営を行う。	福祉課

※評価基準について
4…施策について、十分に取り組んでいる　　3…施策について、概ね取り組めている　　2…施策について、あまり取り組めていない　　1…施策について、取り組めていない

『第４期古賀市障がい者基本計画』　令和７年度進捗状況　［計画期間：令和３年度～令和８年度］

基本方針３　社会参加の促進

基本施策	施策の方向	令和７年度の取組・実施状況	評価	今後の取組及び課題	担当課
		・「いのち輝くまち☆こが２０２５」において、「障がい者週間」の啓発として、なのみ工芸で製作された「さをり織り」の作品を配布した。	4	・講演会などにて、障がい者団体やボランティア団体と連携をしながら団体の活動紹介など啓発活動に取り組む。	人権センター
	② 文化芸術活動・スポーツの促進 障がいのある人が地域において文化芸術活動やスポーツに親しむことができる機会をつくります。				
	ア．文化芸術活動の場の提供や発表、鑑賞の機会の充実	・市の文化芸術事業として、芸術文化の祭典・童謡まつり・コンサートなどを開催し、出演及び広く市民に鑑賞の機会の提供を行った。とくにコンサートは、中学校区毎の開催では、昨年同様に社会福祉施設（千鳥苑）や地域公民館の活用をし、参加しやすいよう展開した。 「芸術文化の祭典」　令和７年１０月３０日～１１月３日 「童謡まつり」　令和８年３月 「コンサート」　年１１回開催 （うち、３回は中学校区毎に開催） 「文化力向上事業」　対話型鑑賞・抽象画制作を希望校４校及び関係教育機関１ヵ所で実施し、市主催事業等の場で展示した	3	・今後も、障がい者をはじめ配慮や支援が必要な市民をより意識し、文化芸術活動に支障なく参加したり、鑑賞などの体験ができるよう事業の見直しを行い、関係機関と連携を図っていく。	文化課
	イ．スポーツに親しむ機会の充実	・クロスパルこがにおいて、プール教室を障がいの有無に関わらず実施した。 ・１０月に「パラスポーツ体験会」を千鳥ヶ池公園テニスコートにて実施した。 （競技種目）車いすテニス・パラバドミントン・ボッチャを実施 （参加者）７４人	3	・今後も手法を凝らしながら障がい者が気軽に取り組める運動やスポーツ等を研究し、その紹介や体験会を実施していく。 ・障がい者のスポーツ大会を市内体育施設で行うなど、障がい者スポーツの普及に努める。	生涯学習推進課
	ウ．障がい者スポーツの普及・啓発	・１０月１８日に「パラスポーツ体験会」を千鳥ヶ池公園・市民体育館にて実施。チラシを作成し周知を行った。	3	・パラリンピックなど大規模な大会等も含め、障がい者スポーツをより身近に感じられるよう、情報の収集や発信を効率よく行えるような仕組みづくりを引き続き研究する。	生涯学習推進課
	エ．文化芸術活動やスポーツに関する情報提供	・イベント・催事の周知媒体について、常に意識し、広報こが、公式ホームページ・公式LINE、教育委員会Facebook・「こがっち」・安全安心メール、他のイベント時にＰＲをするなど、様々なシーンでの情報提供に取り組んだ。	3	・今後は、障がい者をはじめ配慮や支援が必要な市民をより意識し、情報提供に努めていく。	文化課
		・チラシの各戸配布や関連団体への配布、ポスターの公共施設の掲示、スポーツ推進委員のFacebookや市公式ホームページなどの媒体を使い情報提供に取り組んだ。	3	・市民の情報取得の手段は、若い世代はホームページやＳＮＳ、他の世代は広報こが等の紙媒体であると思われる。今後も様々な媒体を使い情報を発信していく。	生涯学習推進課
	③ 読書環境の整備 読書バリアフリー法を踏まえ、障がいのある人の読書環境の整備を推進します。				
	ア．市立図書館における読書環境の整備	・支援が必要な利用者が読書に親しめるよう、点字図書・LLブック・布の絵本等を集めた「バリアフリーコーナー」を整備したほか、大活字本の収集や、図書館に行かずとも利用できる「電子図書館サービス」の量的拡充・内容の充実に努めた。	3	・今後も、支援が必要な利用者へのサービスを継続していく。	文化課
	イ．日常生活用具給付事業による読書支援用具の給付	・日常生活用具として、下記の用具の給付を行っている。 視覚障がい者用活字文字読上装置、視覚障がい者用拡大読書器 点字図書	4	・今後も、読書支援用具の給付を継続する。	福祉課

※評価基準について
4…施策について、十分に取り組んでいる　3…施策について、概ね取り組めている　2…施策について、あまり取り組めていない　1…施策について、取り組めていない